

令和6年度  
「東日本大震災復興フォーラム」開催業務

業務仕様書

東日本大震災復興フォーラム実行委員会

(事務局：宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課)

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する令和6年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

- (1) 東日本大震災復興フォーラム（以下「復興フォーラム」という。）は、首都圏において被災地域の復興状況や取組等について情報発信を行うことで、東日本大震災の風化防止及び被災地に対する継続的な支援を呼びかけるとともに、これまでの支援に対しての感謝を伝え、被災地域の伝承の取組と各県の魅力を発信することで、関心を持ち続けてもらうことを目的とする。
- (2) 首都圏と被災地との“つながり”を強めることにより、首都圏に対する情報発信及び継続的な支援の呼びかけの効果を高めつつ、交流人口拡大に資することを目的とする。

## 2 本業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和6年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務
- (2) 主催  
東日本大震災復興フォーラム実行委員会
- (3) 委託期間  
委託契約締結日の翌日から令和7年3月24日（月）まで
- (4) 行事名称・テーマ
  - 行事名称：東日本大震災風化防止イベント～復興・その先へ2025～
  - テーマ：震災の風化防止や支援継続の呼びかけ、復興支援への感謝の発信
- (5) 業務概要
  - イ リアルイベントの企画立案・実施
  - ロ 特設サイトの開設・管理・運営
  - ハ 実行委員会SNSでのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施
  - ニ イベント広報の実施及び問合せ対応
- (6) 委託上限額  
19,173 千円（税込）  
ただし、上限額での契約を保証するものではない。

## 3 本業務の内容（仕様）

1の目的の達成のため、下記の内容を踏まえた企画を提案・実施すること。

### (1) リアルイベントの企画立案・実施

#### イ 開催期間

令和7年3月7日（金）11時から令和7年3月11日（火）19時まで

※設営・撤去時間は上記に含まない

ロ 会場

- ・ 汐留シオサイト（東京都港区東新橋 1-5-25）イベントスペース
- ・ 実行委員会が既に確保している会場（使用料無料）を使用すること。
- ・ 光熱水費及び会場に付帯する器具（椅子、机、映像設備等）を使用する場合の使用料並びに付帯設備機器操作を会場の担当者が行う場合の人件費は、契約金額に含むこと。
- ・ 会場内の看板・電気配線等の施工・工事については、会場管理者（一般社団法人汐留シオサイト・タウンマネージメント）の指示に従うこと。
- ・ 設備・利用料金等の詳細や施工・工事に係る指示事項は、直接、会場管理者へ確認し、必要な費用を計上すること。

ハ 入場料

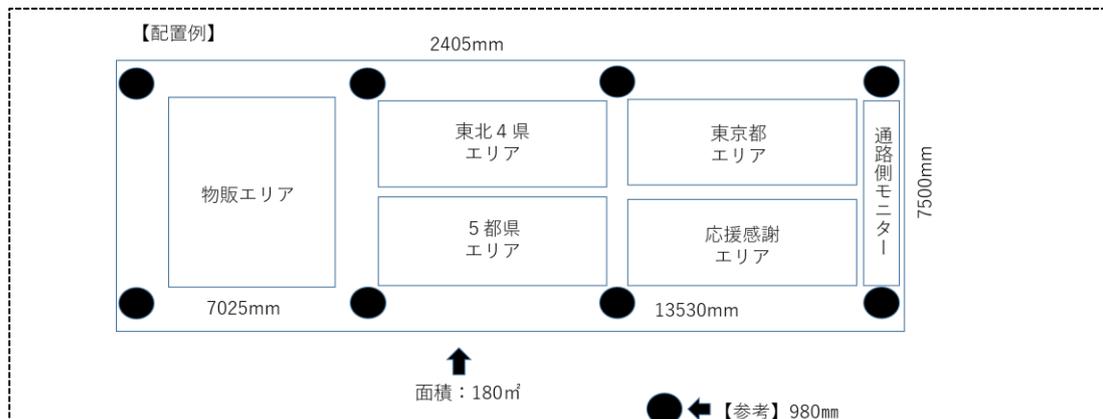
無料

ニ 目標来場者数

1,400 人／日

ホ イベントの構成

- ・ 下記配置例を参考に、スペース内に下記 5 エリアを設け、復興情報や支援への感謝の発信を実施することとし、来場者動線に配慮した配置・造作を提案すること。
  - ① 応援・感謝エリア
  - ② 5 都県（東京都、青森県、岩手県、宮城県、福島県）エリア
  - ③ 東北 4 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）エリア
  - ④ 東京都エリア
  - ⑤ 物販エリア
- ・ イベントスペースが駅等の通路に位置していることから、各エリアの配置に当たっては、被災された方の心情に配慮し、津波等の写真等が通路等を通行される方の目に予期せず触れることが極力ないように、配置場所に配慮すること。



ヘ 各エリアでの実施内容

(イ) 必須事項

エリア	内容
通路側モニター	① 著名人メッセージ動画の放映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地への復興支援を継続して行っている（行った）著名人を起用したメッセージ動画を1点作成し、モニターで放映すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容については、被災地への思いと復興支援の継続の重要性を訴えるものとする。</li> <li>著名人の人数（組数）は原則として1名（組）とする。</li> <li>動画の長さは1分程度とすること。</li> <li>作成した動画は、特設サイト、実行委員会公式SNS等、実行委員会が指定する他媒体にも掲載すること。</li> <li>別紙1のみやぎ絆大使を著名人として起用した場合、20万円を限度として宮城県が謝金を支出することができる。</li> </ul> <p>② 福島県主催「東日本大震災追悼祈念式」の放映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3月11日の該当時間には、上記著名人メッセージの放映を中断し、福島県主催の「東日本大震災追悼祈念式」の中継を放映すること。</li> </ul>
応援・感謝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北4県を模った地図状のメッセージボードを掲出し、来場者が被災地へのメッセージを書き込めるようにすること。</li> </ul>
5都県エリア	<p>5都県知事共同メッセージパネルの掲出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会が提供する素材データを基に、5都県知事が共同で復興支援への感謝や風化防止を呼び掛けるメッセージパネルを作成し、エリア内に掲出すること</li> </ul>
東北4県エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会が提供するデータ（東北4県の復興情報等：2011年-2021年）を8枚（各県2枚）のパネルに出力し、展示すること（出力時、「[るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド]より引用（発行：復興庁、企画・編集・制作：株式会社JTBパブリッシング）」とクレジットを余白に表記すること。）。</li> <li>実行委員会が提供する素材データを基に、岩手県、宮城県及び福島県の復興情報等（2022年～2024年）をまとめた1枚のパネルを作成し、展示すること。</li> </ul>
東京都エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会が提供する素材データを基に、東京都の被災地支援等の取組を紹介するパネルを作成し、展示すること。</li> <li>東京都が提供するVR視聴体験を実施すること。</li> <li>東京都の福島県産水素活用事業のPRをすること。</li> </ul>
物販エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北4県の県産品（酒類を含む）を販売すること。</li> </ul> <p>※3(1)ト「物販エリア運営」も参照のこと。</p>

(ロ) 自由提案

エリア	内容
応援・感謝エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニター1台と椅子を設置し、被災地訪問の動機付けとなる動画を企画し、放映すること。</li> </ul> <p>(例) 各県の震災伝承施設や観光情報の紹介、各県PR映像の放映等</p>

エリア	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月11日の該当時間には、上記動画放映を中断し、福島県主催の「東日本大震災追悼祈念式」の中継を放映すること。</li> </ul>
5都県エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>1の目的を踏まえ、知事共同メッセージパネルとは別に5都県共同で行う展示・取組内容を提案すること。</li> </ul> (例) 5都県間の交流事例紹介、5都県共同作成のノベルティ配布等
東北4県エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災伝承施設を周辺観光施設とともに紹介し、被災地訪問を効果的に促す展示を提案すること。</li> <li>(4)イで作成するチラシデザインを流用し、会場内で配布するパンフレットを来場者が持ち帰るための手提げ袋1500枚を作成、配布すること。 手提げ袋はA4サイズのパフレットを収納可能なものとし、環境に配慮した素材を提案すること。</li> </ul> (例) 化学繊維不使用であるコットン等を使用、生分解性素材を使用等
東京都エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>VR視聴体験等を通行人等にPRする内容を提案すること。</li> </ul> (例) VR視聴可能映像のPRパネル掲示等
物販エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内の各県アンテナショップで通常販売していない限定品の販売など、来場の動機付けとなる企画を提案すること。</li> </ul> (例) ご当地パン、ご当地スイーツの販売等
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントへの来場を促す方策を提案すること。</li> </ul> (例) マスコットキャラクターの着ぐるみ等を活用する企画・催しの実施、SNS企画と連動する仕組み等

#### ト 物販エリア運営

- 物販エリアでの販売品について、受託者は手数料を徴収せず、販売額から決済手数料・振込手数料等の必要経費を差し引いた全額を、各仕入元に支払うこととする。
- 什器の陳列については、物販エリアを効率よく使用する設計とし、その設計図面については、業務開始前に実行委員会と協議し同意を得るものとする。
- 什器下段には、商品のストックを収納できるようにするなどの工夫をすること。
- 必要に応じて冷蔵・冷凍庫及びストッカーを用意すること。なお、台数については、レイアウトや冷蔵の商品数等を考慮し実行委員会と協議して決定する。
- レジスターを用意し、レジ登録を行うこと。なお、消費税軽減税率制度に対応できるものとする。
- レジスターは、日本国内で使用される大手クレジット会社3社以上及び交通系マネー等の電子マネー並びにQR決済等のキャッシュレス対応が可能なレジシステムを用意すること、併せて、レジシステムの使用に必要なインターネット環境を整備すること。
- 本業務完了後に作成する報告書には、東北4県の各県別・販売日別の売上金額を盛り込むこととし、当該データを収集するために必要な措置を講じること。
- 対応可能なクレジット会社及び交通系マネーの電子マネーやQR決済等については、そ

の旨の表示を行うこと。

- ・ レジ台等、レジ対応に必要なとなる備品を用意すること。(備品には、レジ袋等の消耗品を含めることとする)
- ・ 個々の商品について、プライスカード、ポップ等を大きく見やすく設置すること。設置の際は、簡単に外れないように、必要な処置を施すこと。
- ・ 設置するプライスカード、ポップ等のデザイン・内容等は、実行委員会と事前に相談すること。
- ・ 常駐の販売員2名以上を配置し、販売品などに係る各種調整は受託者が行い、実行委員会と相談の上、決定すること。
- ・ 実行委員会が会場施設内(物販エリアと同フロア)に確保している商品などを保管するバックヤードのスペースはW1, 800×D8, 000で、電源は100V2Kw2口コンセント2箇所が使用可能であるが、スペース等が不足する場合は受託者において別途確保すること。
- ・ 設計図面に基づき、冷蔵・冷凍庫及びショーケース、スポットライト及び各種サインの設置に必要な電気設備工事を行うこと。ただし、工事に当たっては、施設管理者の指示等に従うこと。なお、電気使用料金については、契約金額に含むものとする。
- ・ 保健所、税務署、消防署など出展に際し必要な申請手続を行うこと。なお、申請に際し費用が発生する場合、その費用は契約金額に含むものとする。
- ・ 必要に応じて消火器を用意すること。
- ・ その他、詳細は実行委員会と調整の上、最終決定すること。

#### チ 準備・設営・撤去

- (イ) 関係機関(出演・出展者、会場管理者及び関係官公署等一切)と十分調整の上、準備・設営・撤去を行うこと。
- (ロ) 会場設営・撤去に当たっては、施設の規程及び指示等を遵守し、既存の建物及び設備などに損害を与えないよう細心の注意を払うとともに、万一事故や器物の破損等を生じせしめた場合には、受託者の負担で弁済等を行うこと。
- (ハ) 来場者の便宜に資するよう看板や案内サイン等を設置すること。
- (ニ) 展示品の設置に当たっては、地震や来場者との接触により破損することがないように、十分な措置を講ずること。

#### リ 当日の運営(全般事項)

- (イ) イベント遂行に必要な人員を配置し、会場管理者及び都イベント担当者と連携・協力して円滑な運営及び来場者の誘客を行うこと。
  - 夜間の期間における必要な時間帯について、会場管理者と調整の上、必要に応じて警備員を配置するなど、設営物品の盗難防止等を行うこと。
  - 開催期間中(設営及び撤去期間を含む)の来場者等の安全確保を行うこと。
- (ロ) アンケートを実施すること。なお、アンケート内容については、実行委員会と協議すること。

#### ヌ イベント保険への加入

下記に挙げる保険を含むイベント保険(来場予定者数1,400人/日×5日間)に加入すること。なお、保険加入に要する経費は契約金額に含む。

- (イ) 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備(会場側に重大な過失がある場合を除

く)、若しくはイベント運営上のミス等により、観客など第三者の身体を害し、又は財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険

(ロ) 観客がイベント会場でケガをした場合発生する損害に対する保険

(ハ) 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、展示品等について生じた損害に対する保険

## ル 感染症対策

イベント開催前の感染症の流行状況等に応じて、実行委員会と協議し、会場内への消毒液の設置等、必要な感染症対策を講じること。また、今後の感染症の流行状況等に応じて、本業務内容の変更等の可能性があること。

## (2) 特設サイトの開設・管理・運営

### イ 特設サイトの内容

#### (イ) 掲載事項

- ・リアルイベントの開催日時、場所、SNSキャンペーンの案内等、広報のため必要な情報
- ・リアルイベント通路側モニターで放映する著名人メッセージ
- ・リアルイベント5都県エリアに掲載する5都県知事共同メッセージ文
- ・(3)ハの提案内容
- ・震災伝承施設・団体HP、東北4県観光情報HP等、実行委員会が指定する関連サイトへのリンク
- ・その他、実行委員会と協議の上、必要と認められた事項。

(ロ) パソコン及びスマートフォンでの利用を主な形態とし、利用形態の閲覧に適切な構成とすること。

#### ロ 特設サイトの制作、管理、運営

特設サイトの管理、運営については、動画等の配信作業やサーバの運用等も含めて受託者が行うこと。なお、特設サイトの制作、管理、運営に係る費用はサーバ費用等を含め全て契約金額に含まれるものとする。

#### ハ 特設サイトの安全性について

特設サイトの安全性に十分留意すること。

(不正アクセス、ウェブサイトの改ざん等の防止、情報漏洩対策、など)

## (3) 実行委員会SNSでのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施

### 開催期間

令和7年2月1日(土)から令和7年3月11日(火)まで

### イ 媒体

- ・実行委員会公式Instagram(既存のものを使用すること)
- ・実行委員会公式X(既存のものを使用すること)

### ロ 目標応募者数

合計2,000人

### ハ 内容

- ・Instagram、X(旧Twitter)及び特設サイトを連動させたSNS企画を提案すること。InstagramとXに加えて、その他のSNS(Facebook等)活用の提案を提案すること。当該SNSについての取り扱いも本仕様書におけるInstagram及びXに準ずるものとする。

(例) SNSを活用したフォトコンテスト

- ・ 「東北の魅力」等のテーマを設け、当該テーマを端的に表現するハッシュタグを設定した上で、フォトコンテストを実施。
- ・ 抽選で入賞者（合計100人を想定）を選定し、賞品（東北4県の県産品。受託者が準備のこと）を提供。

#### オ リアルイベント会場内での周知

3(1)リアルイベント会場内において、SNS企画の周知を行うこと

#### (4) イベント広報の実施及び問合せ対応

##### イ ポスター及びチラシの作成・配布

- (イ) ポスター及びチラシを作成・印刷すること。
- ・ 2(4)を踏まえたキャッチコピーを提案し、実行委員会の同意を得て、行事名称とともに、ポスター及びチラシに掲載すること。
  - ・ ポスター及びチラシには、3(1)リアルイベントに関する内容、3(2)特設サイトに関する内容及び3(2)SNS企画に関する内容を掲載すること。

##### 【作成部数】

- ・ ポスター：B1判・縦、コート紙、片面フルカラー、220部
  - ・ ポスター：B2判・縦、コート紙、片面フルカラー、800部
  - ・ ポスター：B3判中吊り・縦、コート紙、片面フルカラー、3,040部
  - ・ チラシ：A4判・縦、コート紙、両面フルカラー、14,000部
- (ロ) ポスター及びチラシは、実行委員会が復興フォーラム開催をプレス発表する日の1週間前（予定日 令和7年1月下旬）までに納品すること。
- (ハ) ポスター及びチラシの配布は、実行委員会が作成する配布計画（101箇所程度（別紙2）を想定）に基づいて発送し、掲示及び配布を依頼すること。また、受託者による発送先の追加提案を妨げないものとする。
- (ニ) B1判ポスターについては、東京メトロ駅構内に以下条件で掲出を予定（掲出時期・期間については別途実行委員会で調整）していることから、必要な経費を見込むこと。  
※掲出期間は1週間を想定。東京メトロにおける掲出作業料として140千円（税別）を見込むこと。
- ・ 掲出枚数は、160枚であること。
  - ・ ポスターの右下又は左下部分に「承認：東京メトロ」を記載したシールを貼付すること。なお、この際、シールのサイズは縦1.5cm×横5cm以上とし、フォントはHGSゴシックMとすること。
- (ホ) ポスター及びチラシには特設サイトの二次元バーコードを掲載すること。

##### ロ 東京都提供番組等でのCM放映

- (イ) 東京都が提供するテレビ番組等で放映する、復興フォーラムを告知するCM（15秒）を作成すること。
- (ロ) 実行委員会の指定するテレビ番組（3番組を想定。同一CMで可）に対し、受託者がそれぞれXDCAMで納品すること。
- (ハ) 放映時期は、令和7年3月を想定しており、納期等は別途実行委員会が指定する。
- (ニ) 作成したCM動画は、上記テレビ番組のほか、東京都庁デジタルサイネージ等都内複数箇所での放映を予定していること。

## ハ WEB 広告の実施

- (イ) イベントへの集客目的で使用する広告画像を企画、作成すること。
- (ロ) (イ)で作成したインターネット広告媒体を活用した集客案を企画・実施すること。
- (ハ) 企画に当たっては、プロモーション効果が最大となるよう工夫するとともに、遵守すべき各種規程等を事前に調査し、それらを踏まえること。また、必要な各種申請手続等、一切の業務を行うこと。  
なお、最終的には、受託者と実行委員会が協議した上で、広告手法を決定する。
- (ニ) 本業務完了後に作成する報告書に以下の内容も含めることとし、当該データを収集するために必要な措置を講じること（タグの埋込等）。
  - 掲載媒体、掲載媒体を選択した趣旨、掲載期間、表示回数、クリック数等
  - その他実行委員会が必要としたデータ

## ニ 公式SNSでのイベント情報の発信

実行委員会公式 Instagram、X（旧 Twitter）及び受託者提案に係る SNS の運用に当たっては、SNS 企画の開催の告知のほか、リアルイベント開催前・開催中にイベント情報等を定期的に投稿すること。

### 問合せ対応

- (イ) 復興フォーラム、実行委員会 SNS でのキャンペーン、WEB 広告に関する各種問合せに対応すること。問合せに対しては、分かりやすく、丁寧かつ真摯に取り組むこと。
- (ロ) 問合せ先は、上記 (3) イで作成するポスター及びチラシに明記すること。

## (5) 記録・報告書の作成

### イ 来場者数等の把握

リアルイベント来場者数及び SNS 企画の応募数、特設サイト及び SNS のアクセス数、県別の物販エリア売上金額等を集計すること。

### ロ アンケートの集計・分析

本事業の効果分析等を行うため、来場者アンケートの集計・分析を行うこと。

## ハ 報告書の作成・印刷

復興フォーラム全体の音声記録を文書化したもの、当日の写真、来場者アンケートの集計・効果分析等を掲載した報告書（A4判、両面モノクロ（ただし、写真はカラー）、25部）を作成すること。また、これを収めた CD-R 等電子媒体（5枚）を併せて提出すること。

## (6) 全般事項

- イ 受託者は、本業務の趣旨を理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置し、実行委員会と十分協議しながら業務を進めること。なお、本業務に関わる責任者及び担当者については、契約締結後速やかに書面にて報告すること。
- ロ 受託者は、開催概要、運営体制、会場運営計画・マニュアル及び来場者動線・工程（タイムスケジュール）、集客計画、印刷物制作計画など本業務遂行に必要な計画を策定し、実行委員会と詳細な協議・承認を受けて作業を進めること。  
また、工程管理や、広報用ポスター及びチラシの作成など準備に係る諸連絡・確認を行うため、必要に応じて月1回程度、実行委員会との打合せを行うこと。
- ハ 本業務の遂行に必要な関係機関（出展者、施設の担当者及び関係官公署等一切）へ

の説明・連絡調整は、実行委員会が行う場合を除き受託者が遺漏なく行うこと。

ニ 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、受託者と実行委員会で協議し決定する。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

## 4 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。

また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

## 5 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- イ 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ロ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限 ロ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、青森県、岩手県、宮城県、福島県又は東京都内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- イ 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認める場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- ロ 実行委員会は、上記「(1)再委託等の制限 ロ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認める場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- ハ 受託者は、上記イ又はロによる求めがあったときは、当該求めに係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、求めを受けた日から10日以内に、実行委員会に対して文書により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として契約金額の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転することとするが、その詳細は実行委員会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱いについて別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

## 6 連絡先・担当

事務局（宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課） 担当 吉田  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁舎13階  
電話：022-211-2443 FAX：022-211-3519  
メールアドレス：denshod@pref.miyagi.lg.jp